

生活保護のしおり

生活保護は、日本国憲法第 25 条 生存権に基づく制度です。

生活保護を必要とする方は、誰でも申請できます。

茂原市役所 社会福祉課

電話：0475-20-1571 [直通]

生活保護制度について

申請

申請者と生計が同一の方は、原則として同一世帯となります。

調査

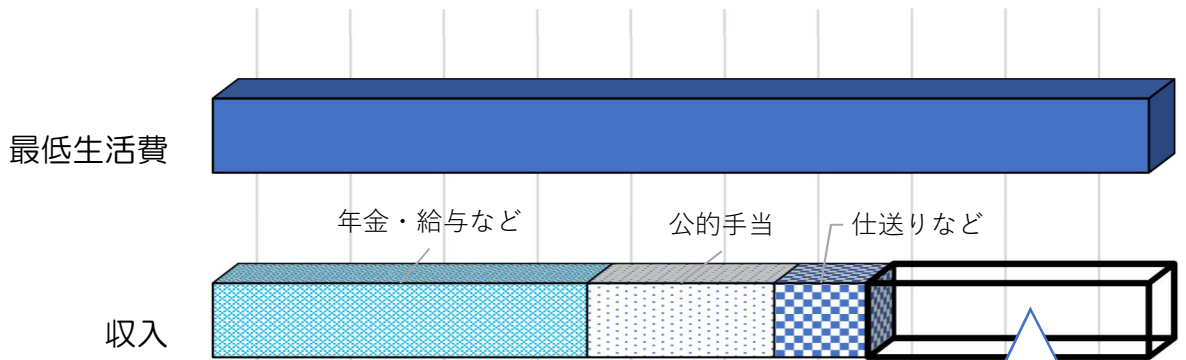
申請後、世帯全員の収入や資産などの調査を行い、国が定めた最低生活費と世帯の収入・資産を比べて、生活保護に該当するかを判断します。

決定

生活保護に該当すると、世帯の収入で賄いきれない費用が国の定めた基準内で支給されます。

なお、土地や家屋、自動車、預貯金、貯蓄性のある保険など生活に活用できる資産は売却も含め活用していただき、働ける方は能力に応じて働く必要があります。

給付される生活保護費



最低生活費と比較して不足部分を補います

※最低生活費は、世帯人数、年齢、生活の拠点（在宅、入院、施設入所）などによって変動します。

最低生活費・・・生活扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・教育扶助・生業扶助・出産扶助・葬祭扶助などがあります。

生活保護以外の方法が優先されます。

生活保護法第4条

生活保護制度は、不足を補う制度です。

活用できるものを、活用してください。

(能力の活用)

- 1 働ける人は、十分に働いてください。

(他法他施策の優先)

- 2 年金・手当・養育費などの手続きを行ってください。

(土地・家屋、生命保険、預貯金、貴金属、車、バイク、有価証券などの処分)

- 3 資産などある人は、生活のために使ってください。

(民法で定める“扶養義務”が優先します。)

- 4 親子兄弟など親族からの援助は断らないでください。

- 5 公的貸付制度の活用も、ご検討ください。

- 6 その他あらゆるものの活用を、ご検討ください。

- 7 暴力団に関係する人は、制度の対象になりません。

メモ

ご相談は・・・

下記時間帯に、茂原市役所 社会福祉課までおいでください。

詳しいお話をお伺いしています。(生活保護法第27条の2)

相談時間：平日 8：30 から 12 時まで

13時から17：15まで

※土・日・休日・上記時間帯以外は、対応することができかねます。

ご了承ください。

ご注意

- ・詳しいご相談は、お電話やメールでは、お受けいたしかねます。
- ・窓口が混み合っている場合は、お待ちいただくことがあります。
- ・申請手続きができるのは、ご本人・扶養義務者・同居の親族の方です。